

## 大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）

### （1）目的

公の施設については、当該施設を所管する部局において、府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を一層推進するものである。

そのうえで指定管理者制度の導入を検討するにあたっては、制度の目的を踏まえつつ、当該施設の設置目的、態様、性格等を改めて確認するとともに、導入にあたっては、行政の福祉化や府・公益事業協力、環境問題への取組みなど府の施策との整合を図る必要がある。

### （2）募集方法

公募を原則とする。ただし、関係法令や施設の設置目的、態様、性格等による特別な理由がある場合は、公募によらない方法をとることができる。

#### ① 公募

- ・民間ノウハウの導入により効率的、効果的な施設の管理、運営が期待できるもの

#### ② 公募によらない場合

（条例上、公募を原則としている施設については、事前に行政経営課に協議すること。）

- ・民営化や廃止を検討している施設で、暫定的に指定する場合
- ・施設の設置目的、特性、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、公募によることが適切でない場合

#### ③ 募集手続

- ・指定管理者の募集は募集要項を作成して行う。なお、募集要項への記載事項は、施設の設置目的、態様、性格、提案を求める取組み内容等を勘案して設定すること。
- ・募集期間については、公平の観点から2か月程度設けること。
- ・指定管理者の公募は、府公報により行う。このほか、報道提供、府ホームページ等への募集概要の掲載などより広く周知すること。

### （3）指定期間

指定期間は、原則として5年間とする。

- ※ 施設のあり方検討を行う施設や民間投資を求める施設等で必要性・合理性があるときは、原則と異なる期間を設定できる。

原則より長期の期間を設定する場合は、下記条件のいずれかを満たすこと。

ア 事業誘致などの成果を出すために長期的な取り組みが不可欠で、長期的な管理運営を実施した方が経済的効果の高い施設

イ 住民サービスのさらなる向上のため投資を条件として公募する施設で、投資の回収期間を考慮すると5年を超える期間を設定する必要があると認める施設

(4) 申請者の資格要件

- ① 申請者の資格要件は、施設の設置目的、態様、性格、提案を求める取組み内容等を勘案のうえ設定すること。
- ② 施設によっては、警備や緊急等の対応のため府内に事業所を有することを資格条件とすることも考えられるが、所在地要件を設ける場合には、その理由を明らかにしておくこと。

(5) 事業計画等の審査

① 審査基準

審査基準については、制度の趣旨、施設の設置目的、態様、性格、提案を求める取組み内容等を踏まえて設定すること。

② 審査方法

審査については、資格審査を行い、提案のあった事業計画等の内容について、審査基準に基づき選定委員会（後述）が審査を行う。その際は、必要に応じて、選定委員会で、事業計画等の提案をした者から直接説明（面談・プレゼンテーション等）を受けるものとする。

③ 審査基準の配点

審査基準の配点の考え方としては、法令や総務省通知の趣旨を踏まえ、設置条例において定めた指定の基準を評価方針として、以下の例を参考にすること。

- 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策…
  - 施設の効用を最大限発揮するための方策……………
  - 適正な管理業務の遂行を図ることができる  
能力及び財政基盤に関する事項……………
- } 原則40点

（主な評価項目）

- 施設の設置目的及び管理運営方針
  - 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
  - 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
  - サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
  - 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性
  - キャッシュレスの導入
  - 投資による活性化策
  - ネーミングライツ・広告等による収入確保策の実施
  - 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性
  - 安定的な運営が可能となる人的能力
  - 安定的な運営が可能となる財政的基盤
- 管理に係る経費の縮減に関する方策……………原則50点
- （主な評価項目）
- 施設の管理運営に係る経費、納付金等の内容

○ その他管理に際して必要な事項…………… 10点

(主な評価項目)

・ 府施策との整合

府・公益事業協力等

行政の福祉化（就職困難層への雇用・就労支援、障がい者の実雇用率、知的障がい者等の現場就業状況）

府民・NPOとの協働

環境問題への取組み

審査基準の配点については、基準の項目ごとに得点を配分するものとし、「管理に係る経費の縮減に関する方策」については、原則50点とする。

得点の配分方式については、施設の設置目的、態様、性格、提案を求める取組み内容等を踏まえ、特に必要であると判断される場合は、「平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策」、「施設の効用を最大限発揮するための方策」並びに「適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項」の合計点を40点～60点、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を30点～50点の範囲で定めることも可とする。

また、「その他管理に際して必要な事項」については、共通項目として10点とすること。

なお、管理業務全てについて詳細な仕様設定が可能な施設については、第一次審査で府が求める水準を満たすかどうかを判定し、第二次審査においては、求める水準を満たした候補者の中から、「管理に係る経費の縮減に関する方策」90点、「その他管理に際して必要な事項」10点の配点で、候補者を選定する二段階方式を導入すること。

④ 前指定期間における業務の実施状況等に関する評価の反映

前指定期間におけるモニタリングの総合評価が最低評価であった事業者から、公募時に再度申請があった際には、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点措置を取ることとする。

(6) 選定

① 選定委員会の設置

- ・ 各施設所管部局に指定管理者に申請した者の審査を行う「指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- ・ 選定委員会は複数の委員で組織し、外部の有識者5名(弁護士、公認会計士、経済界・経営分野の学識経験者等から各1名、各施設の機能を踏まえた専門家2名)による構成を原則とする。委員は、学会等の推薦により選定することとし、財務部行政経営課が各団体への推薦依頼を行う。(なお委員会の運営は施設所管部局で行う。)

② 選定方法

- ・ 最優先交渉権者は、審査基準に基づき、選定委員会において選定する。
- ・ 当該選定手続において上記(5)④の減点措置が適用される場合は、その旨を予め選定委員会に説明する。
- ・ 選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定する。
- ・ 必要に応じて、次点者を選定しておき、上記により選定された指定管理候補者の辞退等の

場合、その者を指定管理候補者として選定できるものとする。

- 最優先交渉権者の選定結果については、全申請者に選定結果を通知する。
- 指定管理候補者が決定した後、指定管理候補者名や選定理由等についてホームページ等により、速やかに公表すること。

#### (7) 議会の議決

府は、指定管理候補者を選定したときは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項に基づき議会の議決を得るための手続きを速やかに進めるものとする。

##### 【議会の議決事項】

- i 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ii 指定管理候補者の名称及び住所
- iii 指定期間

#### (8) 指定管理者の指定

指定管理者の指定を行ったときは設置条例に基づき遅滞なく告示を行うこと。

#### (9) 協定の締結

府と指定管理者は、議会の議決後に、事業計画、業務の範囲など管理のために必要な事項について協定を締結する。

#### (10) 業務履行状況等の確認等

協定締結後、協定書とともに、当初、指定管理者から提出された「管理体制計画書」等に記載されている事項の履行、募集要項に定める事項の適用状況など業務の履行状況について、必要に応じ報告書を提出させる等、適宜、適切に確認する。

#### (11) 管理運営の状況に係るモニタリング（点検）の実施

##### ① 評価委員会の設置

- 各施設所管部局に「指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- 評価委員会委員には、当該施設の指定管理者選定委員会委員に就任いただくことを基本とする。なお、当該施設の指定管理候補者選定時の選定委員会委員に引き続き就任いただけない場合は、「附属機関の設置及び運営にかかる指針」に基づき選任手続きを行う。
- 評価委員会は、選定委員会と同様、弁護士、公認会計士、経済界・経営分野の学識経験者の専門家各 1 名と、当該施設の分野に関連する専門委員 2 名の計 5 名を基本とする。

##### ② 評価方法

- 施設所管課は、評価項目・評価基準等についての指定管理者評価委員会の意見を踏まえた「評価票」を作成する。
- 施設所管課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき施設を適切に運営しているか

について、毎年度、施設所管課として項目ごとの評価及びそれらを総括した年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告する。

- 施設所管課は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価や、改善指導、是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。
- 施設所管課は、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。

#### ③総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

- 施設所管課が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。
- 減点措置として、次回の指定管理者選定時における当該事業者採点評価については、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じることとする。
- 減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用する。また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

#### ④評価の基準

モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

- 項目ごとの評価は、次の4段階評価とする。
  - S（計画を上回る優良な実施状況）
  - A（計画どおりの良好な実施状況）
  - B（計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況）
  - C（改善を要する実施状況）
- 年度評価は、次の4段階評価とする。
  - S（項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
  - A（項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。）
  - B（S・A・C以外）
  - C（項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）
- 総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。
  - I（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
  - II（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）
  - III（I・II・IV以外）
  - IV（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）
- 総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。

#### ⑤経過措置

上述の総合評価及び最終評価並びに減点措置は、募集要項又は指定要件書において当該評価を実施する旨を明示した上で指定管理者の選定を行った施設から順次、導入する。